

「いばらき身障者等用駐車場利用証」を交付します。

障がいのある方や高齢者などの皆様が、公共施設や商業施設等の身障者等用駐車場を利用しやすくするため、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」に基づき、当該駐車場の利用証を交付しています。

「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」とは？

「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」とは、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすい環境を整備するため、障がい者、高齢者、難病患者及び妊産婦などの方の申し出により「**利用証**」を発行する制度です。「**利用証**」を車に掲示することにより、県内全ての身障者等用駐車場で利用が可能です。

身障者等用駐車場が適正に利用されますよう、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※ 「利用証」は、身障者等用駐車場を利用できることを示すものですが、利用の保証がなされるわけではありません。



利用証の交付対象となる方

次のいずれかの基準に該当し、かつ歩行困難な方

○身体障がい者手帳の程度が次の表に該当する方

視覚障がい		4級以上
聴覚又は平衡機能の障がい	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能
移動機能		6級以上
内部障がい	心臓機能障がい	4級以上
	じん臓機能障がい	4級以上
	呼吸器機能障がい	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上
	小腸機能障がい	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上
	肝臓機能障がい	4級以上

○上記以外の対象者

知的障がい者	療育手帳の障がいの程度が「A」及び「A」の方
精神障がい者	精神保健福祉手帳の等級が「1級」の方
高齢者	介護保険被保険者証の要介護状態区分等が「要介護1」以上の方
難病患者	一般特定疾患医療受給者証を交付された方 小児慢性特定疾患受診券を交付された方
妊産婦	母子健康手帳を交付された方で妊娠7ヶ月～産後6ヶ月の方
けが人等	けが等により一時的に歩行が困難なために車いす又は杖（つえ）を使用して移動を必要とする方

※ 妊産婦、けが人等は有効期限があります。

交付窓口

「利用証」の交付は、下記の窓口で受付を行っています。

- 小美玉市福祉事務所 社会福祉課障がい福祉係（玉里総合支所内） ☎48-1111
- 小美玉市福祉事務所 美野里支所（四季健康館内） ☎48-0221
- 小美玉市福祉事務所 小川支所（小川総合支所内） ☎48-1111

申請方法

持参又は郵送による申請ができます。

◎ 持参の場合（原則即日交付）

交付基準に該当することが確認できる下記の「確認書類（手帳等）」をご持参のうえ、お近くの窓口に提示してください。

【確認書類】

- ・ 身体障がい者の方 身体障がい者手帳
- ・ 知的障がい者の方 療育手帳
- ・ 精神障がい者の方 精神障がい者保健福祉手帳
- ・ 要介護認定を受けた高齢者の方 介護保険被保険者証
- ・ 難病患者の方 一般特定疾患医療費受給者証又は小児慢性特定疾患受診券
- ・ 妊産婦の方 母子健康手帳
- ・ けが人等の方 医師の診断書、医師の意見書（治癒予定期間の記載）

※ 代理による申請も可能です。この場合、代理人の身分証明書（運転免許証・保険証等）もご持参ください。

◎ 郵送の場合

郵送の場合は、「申請書」（様式は茨城県のホームページからダウンロードできます。）に「確認書類（手帳等）の写し」を添付のうえ、下記郵送申請先（市社会福祉課）まで郵送してください。

※ 代理申請の場合には、代理人の「身分証明書（運転免許証・保険証等）の写し」も添付してください。

茨城県のホームページ
（様式のダウンロード） <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/>

（郵送申請先・問い合わせ先）
小美玉市 社会福祉課 障がい福祉係
〒311-3495 小美玉市上玉里1122 電話 48-1111（内線 3121）